

「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）」に対する意見募集の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

平成24年6月1日

宮城県では、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）」について、平成23年1月24日から平成23年2月24日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、2市、3団体、1企業から合計12件の貴重な御意見・御提言をいただきました。

いただきました御意見等につきましては、この方針策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

いただきました代表的な御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

方針（案）該当箇所	御意見・御提言の要旨及びその理由	宮城県の考え方
<p>P 5 第1章 宮城県の景観の現状と課題</p> <p>(1)「①自然的側面」の2項目</p>	<p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸域の生態系の現状や海辺の渡り鳥の現状の追加 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸地のみでの記載では、自然的側面を表していないと思われる。 <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「海岸域のリアス海岸部では、国立公園、国定公園及び県立自然公園の指定がなされ」との表記を「海岸域のリアス海岸部では、気仙沼地域の国立公園指定をはじめ、国定公園及び県立自然公園の指定がなされ」としてはどうか。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松島や仙台湾地区といった地名や地域名が表記されており、県内唯一の国立公園に指定されている「気仙沼」を入れたほうが、より具体的になると考える。 	<p>■意見に従い、表記を一部修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見の趣旨を踏まえ、「複雑で特異な地形に豊かな生態系が見られる」との記載を加えます。 <p>■意見に従い、表記を修正する。</p> <p>なお、1項目の山地・丘陵地域の表記についても、併せて修正します。</p>
<p>P 5～6 (1)「②社会的側面」の6項目</p> <p>P 7 (2)景観形成に向けての課題</p>	<p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「郊外の幹線道路沿いでは、景観を阻害する電柱電線類や屋外広告物のはんらんにより、沿道景観が悪化してきています」(P6)、「景観阻害要素の是正錯綜した電線・電柱など、景観を阻害する要素の除去・是正」(P7)との文言があるが、当該文言の削除又は内容の変更を検討願いたい。 ・ 文言の変更案としては、「良好な沿道景観を阻害している屋外広告物等工作物などの修景」などとし、電気事業者の設備 	<p>■意見に従い、表記を一部修正します。</p> <p>(P6)</p> <p>修正前：郊外の幹線道路沿いでは、景観を阻害する電柱電線類や屋外広告物のはんらんにより、沿道景観が悪化してきています。</p> <p>修正後：郊外の幹線道路沿いでは、屋外広告物や電柱電線類をはじめとする工作物等が、周辺の景観と調和していない</p>

	<p>のみが阻害要因として限定的に受け止められないような表現に修正願いたい。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業者は、電気事業法の定めにより、安定して電気を供給する義務が課せられているが、沿道景観を阻害する代表例として「錯綜した電線・電柱」を掲げられた場合、電気事業者が景観を悪化させている主な原因者であるとの印象を与え、電気の安定供給の上で、大きな支障となることが考えられる。 	<p>状況も見受けられます。</p> <p>(P7)</p> <p>「つくる ◎景観阻害要素の是正」</p> <p>修正前：錯綜した電線・電柱など、景観を阻害する要素の除去・是正</p> <p>修正後：良好な景観を阻害している工作物等の除去・是正</p>
<p>P7 (2) 景観形成に向けての課題</p> <p>「つくる」の欄</p> <p>「育てる」の欄</p>	<p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「行催事（イベント）」との表記を「行事や祭事等」としてはどうか。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内には素晴らしい祭りが多くあり、行事には「催し」の意味も含まれているので、「催事」ではなく「祭事等」とした方が、イメージができると考える。辞書に「行催事」という言葉はなく、行催事という言葉が一般的に使われていないと考える（P11にも同様の表記あり）。 <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「育てる」の景観教育に学校（教育委員会）を入れられないか。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちにとっては、現状が「景観」と捉えられることになるのでは。そう考えると、社会教育と学校教育どちらも必要と思われます。 	<p>■意見に従い、表記を修正します。</p> <p>■表記は、特に改めません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観教育については、主に小・中学校でのものを想定しており、学校（教育委員会）については、ニュアンスとして本文に含まれていると考えます。
<p>第3章 広域的な景観形成に関する事項 P14 図4</p> <p>P15 表3 宮城県の景観区分の概要</p>	<p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図4の景観区分図ーリアス海岸型景観の範囲の見直し <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> リアス海岸型景観区分として、海岸線と陸地の距離に違和感がある。 地方中心都市型景観と低山地の間にリアス海岸型景観区分等々、現状との相違が見られる。 <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山地景観の「低山地・丘陵型景観」の対象範囲について、「おおむね標高200m以上の地区」としているが、200m以 	<p>■意見に従い、図面を修正します。</p> <p>■表記は、特に改めません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「おおむね標高200m以上」と表記していることから、標高200m内外の中山間地も含むと

<p>表3 宮城県の景観区分の概要</p> <p>海岸景観 リアス海岸型景観</p>	<p>上を「200m内外」とするなど、中山間地里山景観を包含する表現への訂正</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低山地（200m内外）の谷間に形成された里山形態があるため、200mとの限定した表現の訂正 <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲について、「松島湾を含めた主として石巻以北の海岸部で」との表記を「松島湾を含めた主として石巻から気仙沼までの海岸部で」としてはどうか。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲がより具体的に理解できる。 	<p>考えます。</p> <p>■意見に従い、表記を修正します。 なお、「砂浜型景観」の表記についても、併せて改めます。 修正前：「主として石巻以南の海岸部で」 修正後：「主として石巻から山元までの海岸部で」</p>
<p>P20～ 第4章 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項</p> <p>(1)「まもる」ための施策</p>	<p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その価値をさらに向上させるような取組を進めていきます」との表記について、「進める」だけでは表現が弱いので、推進のため、はっきりした「政策の盛り込み」が必要ではないかと思われる。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まもる」ための具体的な文言追加や、強制力を発揮できる施策作成が必要だと思われる。 	<p>■表記は、特に改めません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本基本方針は、景観形成等に関する県としての考え方や方針を定めるものであるため、個別具体の政策については、今後策定予定の「ガイドライン」等に記載する予定です。
<p>方針（案）についての全般的意見</p> <p>※基本方針の内容（表記）の修正に直接拘わらない意見</p>	<p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり教育の視点の追加 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成への取組は、基礎的自治体である市町村が中心となって取り組むべきことはそのとおりと思います。各市町村が周辺の自治体と連携を図るためには、行政や住民、事業者の価値観の共有が必要であり、景観形成を支える意識を育てると言う視点が重要と思われます。 ・国でも「景観まちづくり教育」に力を入れはじめ、平成23年度の都市景観大賞では、新たに「景観教育・普及啓発部門」を創設したところです。 ・景観計画の策定や景観地区の指定などの取組は、当然市町村が行うべきと思いますが、将来を担う子どもたちへの学校教育を通じた「景観まちづくり学習」などは、是非県の主導の下に進めていただくと、各市町村は助かるのではないかと考えております。 	<p>■景観まちづくり教育の視点については、方針（案）P7の「景観形成に向けての課題」において、社会的意識の普及・向上策の一つとして位置づけております。また、P21の「総合的な施策」において、土木、商工観光、農林水産、教育などの各分野の制度や事業とも連携を図っていく旨明記しております。</p>

- ・全体として「まもる」、「つくる」、「育てる」という3つの視点から比較的等分的なバランスでまとめられていますが、「まもる」が主体となるべきで、生命、生活の安全のためを除いては、できるだけ自然は守るべきと考えます。文明的な発展で利便性を求めて自然破壊を継続するのは、本方針に反するものと考えます。
- ・「つくる」は、極力「つくる」ことそのものを規制すべきと考えます。
- ・「育てる」に関しては、モラルやマナーに対する取組は必要と思われるが、官民が協働した景観形成は「まもる」が主体で、「つくる」の尻ぬぐいとなるような取組はさせるべきでないと考えます。

- ・この書類を拝見し、初めてこういった条例があることを知りました。また、条例になるまでの年数がこんなにかかるものかなとも思います。この間にも様々な景観が損なわれていると考えると残念です。
- ・NPOをもっと活用して欲しい。

■意見については、今後の施策検討等に当たり、参考とさせていただきます。

■意見については、今後の施策検討等に当たり、参考とさせていただきます。